

一般社団法人茨城県公認心理師協会

理事会規程

一般社団法人茨城県公認心理師協会定款第33条に基づき、理事会の運営等に関する規程をつぎのとおり定める。

(種類)

第1条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議決権)

第3条 理事は、各1個の議決権を有する。

(開催時期)

第4条 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第93条第2項に基づいて、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。

(4) 一般法人法第101条第2項に基づいて、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、監事が招集したとき。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、法人法第93条第3項及び同法第101条第3項に基づいて、理事又は監事が招集する場合を除く。

2 会長は、法人法第93条第2項及び同法第101条第2項に該当する場合には、そ

の請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集手続き)

第6条 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間以上前までに、各理事及び各監事に対し、通知しなければならない。

2 前項の開催通知は、電子的方法により行うことができる。

3 第1項及び第2項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を招集することができる。

(議案書の周知)

第7条 理事会の議案書については、原則として開催日の2日以上前までに理事及び監事に周知するものとする。

(定足数)

第8条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事が電磁的方法により出席するときは、前項の理事会に出席したものとする。

(議決事項)

第9条 理事会において議決すべき事項は、定款第34条に定める事項のほか、次の事項とする。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長・副会長・事務局長及びその他の業務執行理事の選定及び解職
- (4) 定款第23条第5項に基づく業務を執行する理事の選任・解任
- (5) 代議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (6) 重要な財産の処分及び譲渡
- (7) 多額の借入
- (8) 重要な使用人の選任・解任
- (9) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (10) 事業計画及び予算案等の承認
- (11) 各種規程の制定・変更・廃止
- (12) その他必要と認める事項

(役員相互選)

第10条 会長、副会長、事務局長については、理事会において互選する。

(議長)

第11条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第12条 理事会の議決は、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

2 第8条第2項により規定する電磁的方法により出席した理事の議決は、前項の議決に加わることのできる理事の議決として取り扱う。

(議決の省略)

第13条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

(議事録の内容)

第15条 理事会の議事録は、法人法施行規則第15条に基づき、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 理事の請求(法人法第93条第2項)及び理事の招集(同条第3項)並びに監事の請求(同法第101条第2項)及び監事の招集(同条第3項)によって理事会が招集された場合はその旨の議事の経過の要領及びその結果

(3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(4) 取引及び利益相反取引に関する理事説明(法人法第92条第2項)、理事の不正行為に関する監事の報告(同法第100条)及び監事の意見(同法第101条第1項)があるときは、その概要

(5) 出席した理事の氏名

(6) 出席した監事の氏名

(7) 議長の氏名

(議事録署名人)

第16条 議事録には、会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(議事録の備え置き)

第17条 議事録は、一般法人法第97条に基づき、理事会のあった日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の閲覧及び謄写)

第18条 社員及び債権者は、法人法第97条に基づき、裁判所の許可を得て、議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

2 社員以外の正会員も、前項に定める権利を有するものとする。

(委員会等の設置)

第19条 理事会の下に、必要な委員会、部会等を置くことができる。

2 委員会、部会等の種類、構成等は、理事会において別に定める。

(雑則)

第20条 理事会の運営に関し、この規程に定めのない事項については、理事会で協議して決定することができる。

附 則

この規程は、令和6年1月7日から施行する。